

議会を変えよう！ 市政を変えよう！

# ふじしろ政夫の議会だより

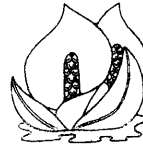
発行 ふじしろ政夫と共に市政を変える会 ニュース04年6月号

〒273-0122 鎌ヶ谷市東初富5-24-50 Tel.047-445-9144(FAX 兼用)

ホームページ <http://chiba.cool.ne.jp/fuzishiro> E-メール [masao.fujishiro@zc.wakwak.com](mailto:masao.fujishiro@zc.wakwak.com)



## 6月議会にむけて



ふじしろ政夫

国民の生涯設計をするうえで、主要な要素である年金のシステムについて、根本的な議論もされず、対症療法的に掛け金の値上げ、給付の減額でバランスをとるといった形で、終始している国会。

戦後50数年の日本の社会・国のあり様を真剣に議論せず、戦争状態のイラクへ武装力である自衛隊「千数十名」を送り込んでいる日本。いったい、わたしたちの国は、社会は、どこにいこうとしているのでしょうか？

わたしたち市民は、どんな社会を求めているのでしょうか。21世紀は、住民一人一人の思いに応える また、自ら決定する自治の時代になるべきだと、市民は動き出しています。

鎌ヶ谷市は、地域福祉、市民参画の仕組みづくりへ向けて具体的に歩みだしています。大胆にそして、力強く市民の街に変えるために、情報は、本来所有する市民に全面的に公開されるよう行政・議会は、二歩も三歩も踏み込まなくてはならないでしょう。

また、“協働”は 単に行政の補完としてあるのではなく、本来、市民がもっている主権の実現のためとられる参画の形態であると思われます。

“鎌ヶ谷市自治基本条例”は、市民にとっての憲法です。10万3千人の思いと情熱を結集しましょう。

### ☆ 6月議会の予定

6月3日 本会議開会 13:00~

6月7日8日9日10日 一般質問 10:00~

6月10日 代表質疑

6月11日14日 常任委員会

6月24日 本会議閉会

ふじしろ政夫の一般質問 6月8日13時<sup>30分</sup>ころから  
傍聴のほど、宜しく願い申し上げます。

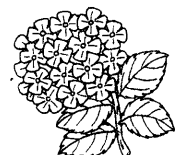
### 平成16年6月定例会付議案件

議案1号 鎌ヶ谷市特別職の職員等の給料改定について

議案2号 鎌ヶ谷市税条例の一部改正について

議案3号 鎌ヶ谷市で、「障害」を「障がい」と改めることについて

議案5号 高規格救急自動車の購入について



# ふじしろ政夫一般質問（予定） 6月8日1時ころから

## （1）軽度発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症）児への特別支援教育について

- ・ 軽度発達障害の児童生徒の実態は？
- ・ 「特殊教育から特別支援（個別支援）教育へ」の持っている意味は
- ・ 障害者計画の中で、特別支援（個別支援）教育は、どう位置づけられているか
- ・ 当事者である児童生徒、そして保護者の自己選択の方法は
- ・ 鎌ヶ谷市において、特別支援（個別支援）教育を実現していくうえでの課題は

## （2）住基ネットと個人情報保護について

- ・ 02年8月5日第一次稼動以降、住基ネットのもつ問題は、どう解決されたか
- ・ 住基ネット緊急時対応指針と市長声明との関係は
- ・ 個人情報保護条例の見直しは
- ・ “オンライン結合への対応”の見直しの必要性について

## （3）教育環境保全条例運用基準の問題点について

- ・ 教育環境保全条例の目的は？
- ・ 同一敷地内に同一種風俗営業を行うことは、新築でも条例の対象外とする根拠はどこにあるか
- ・ 条例と運用基準との整合性は



### 障害者施設グループホーム等の建設に 同意書は不要になりました

今、従来の医学的・不可逆的な障害者観からWHOが2001年に定めた「国際生活機能分類」に転換しています。第三次千葉県障害者計画も、『障害のあるなしにかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会において、障害者は、社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択し、社会のあらゆる活動に参画していける』といったかんてんから作成されようとしています。5月8日まなびいープラザで「第三次千葉県障害者計画」についてのミニタツミーティングが開かれ、40名以上の市民が集まり、熱心な議論が交わされました。

清水市長の手話の挨拶で始まり、県障害福祉課長竹林さんから「計画」の解説がありました。参加した聴覚障害、精神障害当事者からも、様々な意見が出されました。

竹林課長からは、「障害者施策は、施設から

地域へ」のもつ意味が語られ、「障害者施設、グループホームの建設には、周辺の“同意書”が不要になった」ことが報告されました。さらに、「グループホーム建設に際し、既存の下水道につながせないといった行為が『グループホーム』という理由だけであったなら、これは、今、国・県が策定しようとしている（仮称）障害者差別禁止法（条例）に抵触するのでは—」と語られ、障害者がありのままにそのひとらしく地域で暮らしていく方向性が示されました。これからの鎌ヶ谷市の地域福祉支援計画、障害者計画も当事者を含めて多くの市民が共に力を合わせてつくりあげていきたいものです。

トライ6月予定

☆ 市民何でも相談（10：00-16：00）

6月16日 ふじしろ

☆ 弁護士相談 要予約

6月26日

☆ 囲碁の会 6月4日、18日

